

# 府民総体出場資格フロー

## 京都府に在住または在勤

※1人につき2競技出場可 (例：サッカーとバレーボール、サッカーの市町村対抗とマスターズなど)

↓ 在住

京都府に在住とは

「一般的に京都府に住民票があり、居住の実態があること」

中学生は居住地のみ

高校生については中学校卒業時まで定めていた住所若しくは居住地 (現住所が他府県の可能性有)

大学生等については現居住地又は中学校若しくは高等学校卒業時まで定めていた住所 (〃)

↓ 在勤

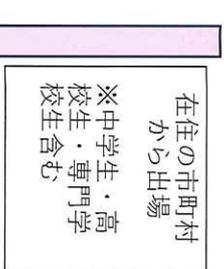
京都府に在勤とは

「主たる勤務実態が京都府にある」

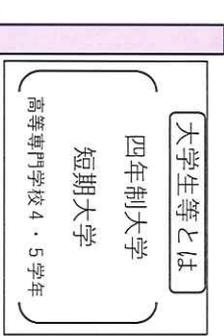
※複数の仕事を持つ場合、勤務実態の頻度が最も多い勤務のことを指す。正規・非正規は問わない。

※勤務が1つの場合の勤務頻度は特に制約がありません。

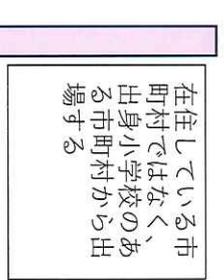
京都府に在住も  
在勤もしていない



A

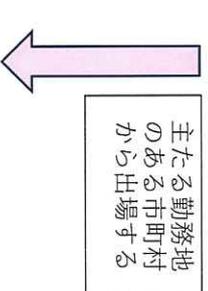


C



D

※ふるさと登録届の提出が必要



B



D

※ふるさと登録届の提出が必要

出場資格なし

※前回の大会と異なる市町村から出場できるのは、転居・転勤(職) または就職の場合とする。  
(「ふるさと」での出場についてはこの限りではない)